官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（外務一〇）　一
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（同一一）　二

その他告示

○外務省告示第十号

李在明大韓民国大統領来日に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年一月九日

外務大臣　茂木　敏充

一　ＪＷマリオットホテル奈良

期間	令和八年一月十三日から令和八年一月十四日まで
対象外国公館等の所在地	奈良県奈良市
対象外国公館等の敷地	三条大路一丁目一番一号
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	奈良県奈良市 三条大路一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。） 二条大路南一丁目、大宮町七丁目、三条大路一丁目、法華寺町（次の図面に示す部分に限る。）、北新町、芝辻町（次の図面に示す部分に限る。）、芝辻町四丁目十番から十三番まで、三条栄町（次の図面に示す部分に限る。）、三条川西町（次の図面に示す部分に限る。）、四条大路一丁目一番から四番まで、大宮町四丁目二百五十番、百五十七番から二百五十二番、二百五十三番、二百六十番まで、二番、二百六十二番、二百六十六番、二百七十番から二百七十五番、八番から二百八十一番、二番、二百九十一番から三百一番まで、三百十三番から三百十六番まで、三百九十五番から三百九十七番まで、三百十番、三百十一番、三百十四番、三百十五番、三百三十番、三百三十一番、三百三十六番、三百四十九番から四百六十五番、大宮町六丁目三番から七番まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　法隆寺

期間	令和八年一月十三日から令和八年一月十四日まで
対象外国公館等の所在地	奈良県生駒郡斑鳩町
対象外国公館等の敷地	法隆寺山内一番地
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	奈良県生駒郡斑鳩町 法隆寺山内（次の図面に示す部分に限る。） 法隆寺一丁目、法隆寺二丁目、大字法隆寺（次の図面に示す部分に限る。）、法隆寺北一丁目、法隆寺北二丁目、法隆寺東一丁目、法隆寺西一丁目、法隆寺西二丁目一番から六番まで、大字三井（次の図面に示す部分に限る。）